協議第 50 号　　【資料 4】

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて提出する。

平成 16 年 10 月 27 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会　　長　　足　立　理　秋

| 協　定　項　目 | 22 | 消防団の取扱いについて |
|---|---|---|

1　防災・防犯

①地域防災計画については、旧町の計画を廃止し、県地域防災計画等との調整を図りながら、新町発足後において新たに地域防災計画を策定する。

②自主防災組織の組織体制及び指導体制については、新町発足後、速やかに大河内町の例により再編する。なお、防災資機材は、現行のまま新町に引き継ぐ。

また、支援体制については、活動補助金を支給する方向で、新町発足までに調整する。

2　消防団

消防団の取扱いについては、平成 18 年 3 月 31 日までは現行のまま新町に引き継ぐこととし、併せて、両町において消防審議会等第三者機関を設け、両町合同で審議し、平成 18 年 4 月 1 日から統一するよう調整する。

平成 16 年 10 月 27 日 確認・継続審議